

丸亀市の行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。

令和7年12月25日

香川県知事 池 田 豊 人

1 調査を行った時期

令和5年度から令和6年度まで

2 成果の名称

(1) 丸亀市地籍図

(2) 丸亀市地籍簿

3 調査を行った地域

飯野町東分の一部・飯野町西分の一部

4 認証年月日

令和7年12月25日

(告示、公告等用)